

第4期 特定健康診査等実施計画

大分県市町村職員共済組合

令和6年3月

目 次

第一	目的	1
第二	大分県市町村職員共済組合の現況	2
第三	達成目標（基本指針第三の一）	3
	1 特定健康診査等の実績に係る目標	
	2 特定保健指導の実施に係る目標	
第四	特定健康診査等の対象者数（見込み）・目標実施者数（基本指針第三の二）	4
	1 特定健康診査の対象者数（見込み）・目標実施者数	
	2 特定保健指導の対象者数（見込み）・目標実施者数	
第五	特定保健指導等の実施方法（基本指針第三の三）	5
	1 実施形態	
	2 総合健診の対象者	
	3 実施場所	
	4 総合健診の実施項目	
	5 実施時期	
	6 契約形態	
	7 周知や案内の方法	
	8 受診・利用方法	
	9 健診データ等の受領方法	
	10 実施に関する年間のスケジュール	
第六	個人情報の保護（基本指針第三の四）	8
	1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等	
	2 記録の管理に関するルール	
第七	特定健康診査等実施計画の公表及び周知（基本指針第三の五）	8
第八	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し（基本指針第三の六）	8
第九	その他（基本指針第三の七）	8

第一 目的

わが国は、高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、死亡原因でも生活習慣病が約5割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3割となっている。

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、食習慣、運動習慣、休養のとり方、嗜好（飲酒・喫煙）などの生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになる。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、医療費適正化計画は、6年を一期として策定する（高齢者の医療の確保に関する法律第19条）ため第4期（令和6年度から令和11年度）を定めるものとする。

第二 大分県市町村職員共済組合の現況

所属所数 31 (市:14 町:3 村:1 一部事務組合等:13)

扶養率 0.76%

大分県市町村職員共済組合の令和4年度現在での加入者数、1人当たり医療費、特定健診受診率・特定保健指導実施率は下記のとおりとなっている。

<加入者数>

(人)

	男性	女性	計
全体	16,360	17,798	34,158
組合員	10,292	8,975	19,267
被扶養者	6,068	8,823	14,891

<組合員1人当たり医療費>

(円)

	入院	外来	歯科	調剤
全体	44,333	85,317	17,445	33,871
組合員	42,490	90,000	19,231	38,095
被扶養者	46,464	79,904	15,380	28,989

<特定健診受診率・特定保健指導実施率>

(%)

	特定健診	特定保健指導
全体	88.7	52.7
組合員	98.1	54.0
被扶養者	54.8	32.0

第三 達成目標（基本指針第三の一）

1 特定健康診査等の実績に係る目標

令和11年度における特定健康診査等の実施率を90.4%にする。

なお、この目標を達成するために令和6年度以降の実施率（目標）は次のとおりである。

(%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	国の目標値
組合員	98.1	98.3	98.5	98.9	99.1	99.3	—
被扶養者	54.8	55.0	55.2	55.6	55.8	56.0	—
計	89.1	89.3	89.5	90.0	90.2	90.4	90.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率を63.7%にする。

なお、この目標を達成するために令和6年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

(%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	国の目標値
組合員	55.5	57.2	59.2	61.6	63.4	65.4	—
被扶養者	31.9	33.1	33.3	34.5	34.7	36.4	—
計	54.2	55.8	57.7	60.0	61.8	63.7	60.0

第四 特定健康診査等の対象者数（見込み）・目標実施者数（基本指針第三の二）

1 特定健康診査の対象者数（見込み）・目標実施者数

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
組合員	対象者数（人）	13,011	13,147	13,285	13,424	13,564	13,706
	実施者数（人）	12,763	12,923	13,085	13,276	13,441	13,610
	実施率（%）	98.1	98.3	98.5	98.9	99.1	99.3
被扶養者	対象者数（人）	3,430	3,449	3,468	3,487	3,506	3,525
	実施者数（人）	1,879	1,896	1,914	1,938	1,956	1,974
	実施率（%）	54.8	55.0	55.2	55.6	55.8	56.0
計	対象者数（人）	16,441	16,596	16,753	16,911	17,070	17,231
	実施者数（人）	14,642	14,819	14,999	15,214	15,397	15,584
	実施率（%）	89.1	89.3	89.5	90.0	90.2	90.4

2 特定保健指導の対象者数（見込み）・目標実施者数

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
組合員	保健指導対象者数(人)	2,310	2,338	2,368	2,402	2,432	2,463
	保健指導実施者数(人)	1,283	1,338	1,403	1,480	1,543	1,611
	実施率（%）	55.5	57.2	59.2	61.6	63.4	65.4
被扶養者	保健指導対象者数(人)	144	145	147	148	150	151
	保健指導実施者数(人)	46	48	49	51	52	55
	実施率（%）	31.9	33.1	33.3	34.5	34.7	36.4
計	保健指導対象者数(人)	2,454	2,483	2,515	2,550	2,582	2,614
	保健指導実施者数(人)	1,329	1,386	1,452	1,531	1,595	1,666
	実施率（%）	54.2	55.8	57.7	60.0	61.8	63.7

第五 特定健康診査等の実施方法（基本指針第三の三）

1 実施形態

組合員・・・特定健康診査の実施に代えて総合健診を実施

被扶養者・・・特定健康診査または総合健診のどちらかを選択

2 総合健診の対象者

- ① 組合員は全員対象とする
- ② 被扶養者（任意継続組合員の被扶養配偶者は除く）は全員対象とする
- ③ 任意継続組合員及び②以外の被扶養者は40歳から74歳を対象とする

3 実施場所

① 総合健診及び特定保健指導について

	検診機関名	住所
1	大分県厚生連健康管理センター	別府市緑丘町 12 番 1 号
2	大分総合健診センター	別府市北石垣深町 851
3	日田市医師会立日田検診センター	日田市清水町 803-1
4	宇佐高田地域成人病検診センター	宇佐市南宇佐 635
5	豊後大野市市民病院健診センター	豊後大野市緒方町馬場 276 番地
6	佐賀関病院	大分市佐賀関 750-88
7	杵築市立山香病院健診センター	杵築市山香町野原 1612-1
8	国東市市民病院健診センター	国東市安岐町下原 1456
9	地域医療機能推進機構南海医療センター	佐伯市常盤西町 7-8
10	姫島村国民健康保険診療所	東国東郡姫島村 1560-1
11	大分労働衛生管理センター	大分市高城南町 11-7
12	中津市医師会総合健診センター	中津市永添 2110 番地 8
13	天心堂健診・健康増進センター	大分市中戸次 5185 番地 2
14	臼杵市医師会立市民健康管理センター	臼杵市戸室大横井谷 1140-1
15	おおいた健診センター	大分市宮崎 1415 番地
16	津久見市医師会市民健康管理センター	津久見市千怒 6015
17	別府市医師会地域保健センター	別府市西野口町 15 番 33 号
18	三愛総合健診センター	大分市大字市 1213 番地

② 特定健康診査について

集合契約における特定健康診査実施機関

4 総合健診の実施項目

●:男女共通 ○:女性のみ

	検査名	検査項目	検査の目的	Aコース	Cコース	摘要	労安法	特定健診	
				29歳以下	30歳以上				
基本健診	問診	問診	既往歴・現病歴・生活習慣等	●	●		●	●	
	一般検査	身長・体重	肥満症等	●	●		●	●	
		BMI		●	●			●	
		腹囲	内臓脂肪蓄積の程度	●	●		●	●	
		血圧	高血圧	●	●		●	●	
	眼科系	視力	近視・乱視・遠視等	●	●		●		
		眼底	動脈硬化症・糖尿病による血管異常等		●			医師の判断	
		眼圧	緑内障		●				
	聴力	聴力	難聴	●	●		●		
		尿検査	尿蛋白	腎臓病	●	●		●	●
			尿潜血	腎臓・尿路系の病気	●	●			
	尿糖		糖尿病・腎性糖尿	●	●		●	●	
	便検査	便潜血(二日法)	大腸がん等		●				
	血液一般	白血球数	感染症・血液疾患等	●	●				
		赤血球数		●	●		●	医師の判断	
		血色素量(Hb)		貧血・多血症・血液疾患	●	●		●	医師の判断
		ヘマトクリット		●	●		医師の判断	医師の判断	
		血小板		血液疾患・肝疾患	●	●			
	糖代謝	HbA1c	糖尿病(過去1~2ヶ月の血糖状態)	●	●		●	●	
		血糖	糖尿病	●	●		●	●	
	脂質	LDLコレステロール	動脈硬化症	●	●		●	●	
		HDLコレステロール		●	●		●	●	
		中性脂肪		動脈硬化促進	●	●		●	●
	腎機能	クレアチニン	腎機能障害	●	●			医師の判断	
		eGFR		●	●			医師の判断	
		尿素窒素		腎機能障害・脱水・心不全	●	●			
	尿酸	尿酸	痛風・尿路結石・腎機能障害等	●	●				
	肝・胆道系	AST(GOT)	肝疾患・心筋梗塞	●	●		●	●	
		ALT(GPT)		肝疾患	●	●		●	●
		γ-GT(γ-GTP)		肝疾患(アルコール性疾患・脂肪肝)等	●	●		●	●
アルカリフォスファターゼ		胆汁排出障害・骨疾患・甲状腺疾患等		●	●				
LDH		肝疾患・心疾患・血液疾患等		●	●				
総ビリルビン		肝疾患・黄疸		●	●				
総蛋白		肝疾患・低栄養・ネフローゼ候群・膠原病等		●	●				
アルブミン				●	●				
コリンエステラーゼ	肝機能低下・脂質異常症・ネフローゼ候群等	●	●						
膵	血清アミラーゼ	膵疾患・耳下腺炎	●	●					
循環器系	心電図	心筋梗塞・狭心症・心肥大・不整脈等	●	●		●	医師の判断		
胸部	胸部X線	肺がん・気胸・結核・心拡大・大動脈瘤等	●	●		●			
上部消化管	胃部X線	胃がん・食道がん・十二指腸潰瘍等		●					
腹部	腹部超音波撮影	脂肪肝・肝腫瘍・胆石症・腎のう胞等		●					
乳房	マンモグラフィ・乳房超音波	乳がん	○	○	40~49歳のマンモグラフィ検査は2方向撮影				
子宮	子宮細胞診	子宮頸がん	○	○					

	検査名	検査項目	検査の目的	対象年齢	摘要
節目検査	腫瘍マーカー	前立腺特異抗原(PSA)	前立腺がん	50歳以上の男性	
	肝炎	HBs抗原・HCV抗体	B型・C型肝炎ウイルスの感染の有無	25歳、35歳、45歳、55歳	短期組合員は除く
	上部消化管	ヘリコバクター・ピロリ	ピロリ菌感染の有無	30歳、45歳	短期組合員は除く
	胸部	胸部CT	肺がん・肺炎・肺気腫等	45歳、55歳	短期組合員は除く
	頭頸部	頭部MRI	脳梗塞・脳腫瘍・脳実質内炎症性疾患	45歳、55歳	短期組合員は除く
		頭部MRA	脳の血管に関する異常(脳動脈瘤等)		
	頭部MRA	頭部の血管に関する異常(血栓の有無等)			

5 実施時期

実施時期は通年とする。

6 契約形態

- ① 総合健診 個別契約（大分県内18検診機関との間で統一された個別契約）
- ② 特定健康診査 集合契約A（日本人間ドック学会・日本病院会・全日本病院協会・全国労働衛生団体連合会・結核予防会・予防医学事業中央会）
集合契約B（大分県・福岡県）
- ③ 特定保健指導 個別契約（大分県内18検診機関との間で個別契約）

7 周知や案内の方法

当共済組合の組合広報誌並びにホームページを通じて周知を図る。

任意継続組合員及び被扶養者については自宅へ受診券及び案内を送付する。

8 受診・利用方法

① 総合健診

組合員の受診予定検診機関を把握するため、前年度3月中に対象者リスト（電子データ）を所属所に送付。所属所は受診資格の有無や受診予定検診機関を確認し、4月当初に共済組合に報告する。共済組合は組合員の受診予定検診機関・受診項目の決定された受診予定者データ及び任意継続組合員・被扶養者データを4月末までに18検診機関に提供する。

なお、任意継続組合員及び被扶養者は検診機関へ直接受診予約を行う。

② 特定健康診査

特定健康診査の対象となる任意継続組合員及び被扶養者に対して5月中に受診券を送付し、総合健診または特定健康診査のどちらかを選択して受診できる旨の案内文書を同封する。

③ 特定保健指導

18検診機関において実施する。（組合員は所属所での実施も可）

9 健診データ等の受領方法

① 総合健診及び特定保健指導

18検診機関から電子データを直接受領する。

② 特定健康診査

代行機関（社会保険診療報酬支払基金）を経由して受領する。

10 実施に関する年間のスケジュール

年度当初に総合健診受診予定者リストや特定健康診査受診券及び健診案内の送付を行い、年度の後半は来年度の対象者選定準備や契約準備などを行う。

第六 個人情報の保護（基本指針第三の四）

1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

総合健診データは総合健診システム、特定健診及び特定保健指導データは特定健診・特定保健指導システムに管理、保管する。

2 記録の管理に関するルール

当共済組合は、大分県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規定を遵守する。

当共済組合及び委託された検診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

当共済組合のデータ管理者は事務局長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知（基本指針第三の五）

本計画の周知は、組合広報誌及びホームページに掲載する。

第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し（基本指針第三の六）

当計画については、毎年実施に基づき評価する。

また、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

第九 その他（基本指針第三の七）

組合員の総合健診については、労働安全衛生法に定める検査項目と特定健診の検査項目を包含した健康診断であり、事業主と共同で実施することとする。